

○八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

制定	平成24年	3月26日告示第	88号
改正	平成24年	7月3日告示第	157号
	平成25年	2月26日告示第	27号
	平成27年	3月31日告示第	123号
	平成30年	3月23日告示第	61号
	平成31年	3月26日告示第	86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震改修に要する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 本市に存する木造の建築物のうち次のいずれの要件にも該当する住宅をいう。

ア 丸太組構法、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定による認定又は型式適合認定によるプレハブ工法により建築されたものでないこと。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 一戸建ての住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）であること。

エ 地上階数が2以下であること。

オ 規則及び八千代市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成19年八千代市告示第40号）に基づき補助金の交付を受けて行われた耐震診断その他市長が認めるものにより求められた住宅の上部構造の耐震性能に係る評点（以下「判定値」という。）が1.0未満であること。

カ 建築基準法第3章の規定に適合するものであること。

(2) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として実施する木造住宅の改修のうち、改修後の判定値を1.0以上にするものをいう。

- (3) 設計監理者 耐震改修に係る設計（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第6項に規定する設計をいう。以下同じ。）及び工事監理（同条第8項に規定する工事監理をいう。以下同じ。）を行う建築士（同条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）で、八千代市木造住宅耐震診断士登録制度実施要領第6条第2項の規定に基づき登録されたものをいう。
- (4) 施工者 次のいずれかの要件を満たしている者であって、この要綱に基づき木造住宅の耐震改修の工事を行うものをいう。
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により許可を受けていること
- イ 事業所に建設業法第7条第2号イ，ロ若しくはハに掲げる者，建築士又は同法第27条第3項の規定により合格証明書の交付を受けている者を置いていること。
- (5) 耐震設計 設計監理者が行う耐震改修の設計をいう。
- (6) 耐震工事監理 設計監理者が行う耐震改修の工事監理をいう。
- (7) 耐震工事 施工者が行う耐震改修の工事をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱の規定による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当する木造住宅を所有する者で、かつ、当該木造住宅の耐震改修を行うものをいう。

- (1) 所有者自らが居住する木造住宅
 - (2) 所有者の3親等以内の親族が居住する木造住宅
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金を受けたことがある者に対しては、補助金は交付しないものとする。
- 3 補助対象者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る耐震改修に関する事業を行った設計監理者及び施工者に委任することができる。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する前条に規定する木造住宅の耐震設計、耐震工事監理及び耐震工事（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象者が補助事業を遂行するために要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前条の経費の額のうち耐震設計に係る経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は40,000円のうちいずれか少ない額
- (2) 前条の経費の額のうち耐震工事監理に係る経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は60,000円のうちいずれか少ない額
- (3) 前条の経費の額のうち耐震工事に係る経費の額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は400,000円のうちいずれか少ない額
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第4号の額を差し引いた額を交付するものとする。

(交付申請書等)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 耐震改修に係る木造住宅の登記事項証明書その他の当該木造住宅の所有者を証する書類
- (3) 補助事業に要する費用の見積書の写し及びその内訳書
- (4) 施工者が第2条第4号の要件を満たすことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 当該木造住宅の所有者が複数いる場合は、共有者の同意を得て、同意書を提出するものとする。

(補助の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

(変更等承認申請書等)

第10条 第8条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市木造住宅耐震改修費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市木造住宅耐震改修費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による報告は、耐震改修に係る設計（再設計を含む。）が終了した後、速やかに八千代市木造住宅耐震改修費補助金状況報告書（第5号様式）に、次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 設計図書及び当該設計に基づく工事後の判定値を示す書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(遅延等の報告)

第11条の2 第8条第4号に規定する報告は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金事業遅延等報告書（第5号様式の2）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を確認し、指示書（第5号様式の3）により、補助対象者に指示するものとする。

（実績報告書等）

第12条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金実績報告書（第6号様式）によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 工事監理状況の報告書の写し
- (3) 耐震改修を行う部位ごとの工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を示す写真
- (4) 耐震改修に使用した材料の仕様書及び写真
- (5) その他市長が認める書類

3 第3条第3項の規定により補助金の請求及び受領を設計監理者及び施工者に委任するときは、前項第2号から第5号までの書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる領収書の写しに代えて、当該補助事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し
- (2) 代理受領委任届出書（第7号様式）

4 規則第12条第1項前段の規定による報告は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月15日までにしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（確定通知書）

第13条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付額確定通知書（第8号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第14条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書（第9号様式）によるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年告示第157号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定に基づき外国人登録原票に登録されていた者に係る第7条の規定による改正後の八千代市精神障害者医療費助成要綱第3条第2号及び第3号の規定の適用については、施行日前において外国人登録原票に登録されていた期間は住民基本台帳に記録されていた期間とみなす。

附 則 (平成27年告示第123号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年告示第60号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定及び附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第86号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。